

大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた
指定管理者募集要項

大牟田市教育委員会
大牟田市

令和8年8月

目 次

1	対象施設の概要	P.1
2	指定管理者が行う管理の基準	P.1
3	指定管理者が行う業務の範囲	P.2
4	指定の期間	P.3
5	ネーミングライツ	P.3
6	応募資格	P.3
7	提出書類	P.4
8	事業規模	P.5
9	リスク分担	P.5
10	利益の還元剰余金の取扱いについて	P.6
11	質問事項の受付	P.6
12	現地説明会の実施	P.7
13	参加表明書の提出	P.7
14	申請書の提出先及び提出期間	P.7
15	選定方法	P.8
16	申請に要する経費	P.9
17	無効又は失格	P.9
18	選定委員会	P.9
19	選定結果	P.9
20	指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料	P.9
21	その他	P.9
22	添付資料・様式	P.10
23	指定管理者選定スケジュール（予定）	P.10
24	問合せ先	P.10

大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

(1) 名 称 大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた
(以下「リフレスおおむた」という。)

(2) 所 在 地 大牟田市大字四ヶ1221番地

(3) 施設の設置目的

市民の文化、スポーツ及び教養の向上並びに青少年の健全育成のための野外活動の充実を図るとともに、広域的な住民の交流の場を確保し、もって生涯学習の振興に資すること。

(4) 竣工年月日 平成11年7月3日

(5) 敷地面積 20,198㎡

(6) 施設概要

別紙「大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(7) 施設の利用人数 詳細は、巻末「資料」のとおり

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設利用者数	18,193	18,689	20,786	20,139

(8) 施設利用料等収入(減免後)の実績

指定管理者の収入となる費目(利用料金など)の過去4ヶ年平均【収入実績】

令和4年度～令和7年度平均 …5,951千円 (減免後)

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 利用時間及び休所日

利用時間及び休所日は大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例(平成11年条例第2号。以下「リフレスおおむた条例」という。)に規定する利用時間及び休所日とする。ただし、リフレスおおむた条例の規定に基づき、あらかじめ大牟田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、利用時間を変更することができる。また、宿泊することができない日若しくは休所日を変更することや臨時に設けることができる。

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨を尊重し、リフレスおおむたの管理業務上作成し、又は取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(3) 情報公開

大牟田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第29号)の規定を遵守し、積極的な情報公開に努めること。

(4) 関係法令等の遵守

関係法令、リフレスおおむた条例および大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例施行規則（平成 11 年教育委員会規則第 1 号。以下「リフレスおおむた施行規則」と言う。）の規定を遵守すること。

(5) 施設設備及び物品の維持管理

施設設備及び物品について、適切に維持管理を行うこと。

(6) 社会的に就労困難な方々への就労の場及び雇用の確保

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）や母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）などの主旨を踏まえ、仕様書に定める業務の中で、現在、高齢者、障害者、並びに母子、父子、寡婦など社会的に就労困難な方々で構成される団体等に委託している業務については、原則として、引き続きそれらの団体等に委託すること。

なお、特別な理由によりそれらの団体等との契約が困難な場合は、理由書を提出することにより、上記によらないことができるものとする。

(7) 障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律への対応

この法律の施行により、民間事業者において障害者に対する「不当な差別的取り扱い」が禁止となるほか、「障害者への合理的配慮」の提供が義務化された。指定管理者は、民間事業者であるが、公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていること等を踏まえると、大牟田市（以下「市」という。）に準じた対応を求められるので、法令や「障害を理由とする差別解消の促進に関する大牟田市職員対応要領（平成 28 年 2 月）」等に従い、適切に対応すること。

(8) その他

管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、大牟田市多目的活動施設リフレスおおむたの管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）で定める。

3 指定管理者が行う業務の範囲

リフレスおおむた条例第 19 条に規定する下記の業務

- (1) リフレスおおむた条例第 3 条各号に規定する事業の実施に関すること。
- (2) リフレスおおむた条例第 7 条から第 10 条までに規定する利用の許可等に関すること。
- (3) リフレスおおむた条例第 12 条に規定する特別の設備等の許可及び原状回復に係る費用の徴収等に関すること。
- (4) リフレスおおむた条例第 13 条本文に規定する損害賠償に係る指示に関すること。
- (5) リフレスおおむた条例第 14 条の規定により入場を禁じ、又は退場を命ずること。
- (6) 施設等の維持及び修繕に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

なお、具体的な業務内容及び履行方法については、別紙仕様書による。

また、指定期間中に、市の施策等により施設の一部について用途の変更、使用の休止又は廃止その他管理運営内容の見直しを行う必要が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、必要に応じて協定書の内容を見直すものとする。

4 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5 ネーミングライツ

本市における施設の魅力向上及び地域の活性化に資することを目的として、ネーミングライツ制度を導入している。

施設がネーミングライツを導入した場合、指定管理者は、契約により定められた呼称（以下「愛称」という。）を積極的に使用することとし、例えば、指定管理者が行う事業の広報、パンフレット、ウェブサイト等の表記には、原則として愛称を使用すること。

ネーミングライツの導入に伴い、施設のサイン（看板）、印刷物、ウェブサイト等の変更作業が生じる場合、指定管理者は市と緊密に連携し、円滑な移行に協力すること。

6 応募資格

（1）次の要件を満たす法人その他の団体又は複数の法人等で構成される共同事業体（以下「法人等」という。）であること。この場合において、法人でない団体にあつては、①から④までについては当該団体の代表者が、⑤から⑩までについては当該団体が、それぞれその要件を満たしていること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。

②大牟田市指名停止等措置要綱（平成8年3月1日施行）の定めるところにより、本市から指名競争入札に係る指名停止の措置を受けていないこと。

③市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

④民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）等に基づく再生、更生等の手続開始の申立てを行っている者（当該再生、更生等の手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（指定の取消しの理由が施設の休止、廃止等の本市又は他の地方公共団体の事情によるものを除く。）を受けたことがないこと。

⑥法人等の役員及び構成員に、教育委員会及び本市における指定管理者の指定手続においてその公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者が含まれていないこと。

⑦次のいずれかに該当する法人等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にある法人等

イ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している法人等

ウ 暴力団員及び暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

が役員及び構成員等に含まれている法人等

⑧法人等の役員及び構成員に、市長、副市長、教育長、企業管理者、市議会議員、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は監査委員が含まれていないこと。

⑨12に定める現地説明会に参加していること。

⑩13に定める参加表明書を提出していること。

(2) 複数の団体により構成された共同事業体で申請する場合は、代表団体を定めること。

(3) 単独で申請した団体が、共同事業体の構成員となること及び共同事業体の構成員である団体が他の共同事業体の構成員となることはできない。

7 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(1) 大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた指定管理者指定申請書【様式第10号】

(2) 指定の予定期間に属する各年度におけるリフレスおおむたの管理運営に係る事業計画書【様式ア】及び収支予算書【様式イ】

(3) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(4) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における法人等の収支決算書、財産目録及び貸借対照表その他の団体の財務状況を明らかにする書類。ただし、指定申請の日の属する事業年度の前事業年度までの事業年度が3年度に満たない法人等にあつては設立時からの収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに類する書類。指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては当該設立時における財産目録又はこれに類する書類

(5) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

(6) 役員等名簿及び照会承諾書【様式エ】

(7) 法人等の役員の履歴書

(8) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類

(9) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類

(10) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く)

(11) 納税証明書

ア 法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書

イ 福岡県の県税(同県税が課税されていないもので県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について滞納がないことの証明書

ウ 大牟田市の市税(同市税が課税されていないもので市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税)について滞納

がないことの証明書

(12) 共同事業体で申請する場合

ア 共同事業体構成団体届兼委任状【様式ウ】

イ 共同事業体協定書（各団体の役割及び責任体制を示すこと）（様式任意）

(13) 申立書【様式オ】

民事再生法、会社更生法等に基づく再生・更生の手続開始を行っていない旨の申立書

(14) 留意事項

ア 共同事業体で申請の場合は構成団体の上記（３）から（１３）までの書類を提出すること。

イ 提出された書類の内容を変更することはできない。

ウ 指定管理者指定申請書の提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

8 事業規模

施設管理及び事業にかかる経費については、以下の指定管理料上限額以内で申請の際の事業計画書、収支予算を作成すること。

指定管理料上限額 217,850千円（5年間）

9 リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次のとおりとする。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議する。

○リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担する者		
		市	指定管理者	分担（協議）
応募	応募に関して必要となる費用		○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	○		
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の施策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会の議決	指定の議決が得られないことによる管理運営の開始の延期			○

管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、又は被害者・第三者等に帰責事由があるもの			○
事業終了時	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○	
不可抗力 ※1	不可抗力による施設・設備の復旧費用			○
	不可抗力による管理運営の中断（避難所開設を含む）			○

※1 不可抗力： 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、雷、地すべり、落盤、火災、テロ、暴動、ストライキ、新型コロナウイルスその他感染症など

10 利益の還元剰余金の取扱いについて

指定管理業務の実施により利益を得た場合、当該は管理者の経営努力によるものである一方、公共財産施設運営から生まれたものでもある。したがって、計画を大きく超える利益が出た場合は、その一部を市民に還元することも必要であり、以下のとおり利益の還元を行うこと。なお、決算により損失が生じた場合は、市はこれを補てんしない。（9 リスク分担で規定する負担を除く。）

（1）還元額

指定管理者は、原則として、一事業年度において剰余金が生じ、当該年度の利用料が計画額の1.5倍を超えた場合は、その超過額の100分の50の額（一万円未満を切り捨てた額）に相当する額を市に還元するものとする。

（2）利益の還元方法について

利益の還元方法は、施設利用者の安全性、快適性という観点から、以下の選択肢の中から市と指定管理者と協議し、1つ又は複数の方法を選択して市に還元するものとする。

ア 施設の安全性につながる修繕及び工事

イ 施設利用者の要望を踏まえた備品の設置及び更新

11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

（1）受付期間

令和8年8月17日（月）から8月26日（水）まで

（2）受付方法

募集要項に係る質問票【様式カ】を電子メールで提出すること。

※提出の際は、タイトル名を「リフレス指定管理者公募に係る質問」とすること。

※電話や口頭による問合せについては、対応できない。

(3) 提出先

本要項「24 問合せ先」まで

※提出した旨を本要項「24 問合せ先」まで電話すること。

(4) 回答方法

回答可能な質問に対し、大牟田市公式ホームページにおいて、令和8年9月4日（金）までに回答する。

ホームページアドレス <https://www.city.omuta.lg.jp/>

12 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催するため、申請を予定されている場合は、必ず参加すること。参加を希望する場合は現地説明会参加申込書【様式キ】に記入の上、次のとおり申し込むこと。なお、出席は1法人等又は共同事業体につき3人以内とする。

(1) 開催日時 令和8年8月18日（火） 午後2時から2時間程度

(2) 開催場所 リフレスおおむた 研修室A（1階）

(3) 申込方法 本要項「24 問合せ先」まで、現地説明会参加申込書【様式キ】を電子メールにより提出すること。

※提出の際は、タイトル名を「リフレス指定管理者現地説明会」とすること。

※提出した旨を本要項「24 問合せ先」まで電話すること。

(4) 申込締切 令和8年8月14日（金）午後5時15分まで

※説明会当日は、本募集要項及び仕様書を必ず持参すること。

13 参加表明書の提出

指定申請書【様式第10号】を提出する場合は、必ず参加表明書【様式ク】を提出すること。参加表明書の提出があった法人等のみが申請書を提出することができる。

(1) 提出先

大牟田市市民協働部生涯学習課次世代育成担当（延命庁舎1階）

(2) 提出期間

令和8年8月17日（月）から8月31日（月）まで

(3) 提出方法

電子メールにより、本要項「24 問合せ先」まで提出すること

※提出した旨を本要項「24 問合せ先」まで電話すること。

14 指定申請書の提出先及び提出期間

(1) 提出先

本要項「24 問合せ先」まで

(2) 提出期間

令和8年9月7日(月)～9月18日(金)まで

(3) 提出部数・方法

正本1部、副本15部(コピー可)を持参するか、郵送にて提出すること。

※持参の場合は、祝日法による祝日を除く、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は、書留郵便により9月18日(金)までに必着のこと。

※電子メール及びFAXでの提出は認めない。

15 選定方法

大牟田市市民協働部指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、次の選定事項に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補者として選定する。なお、応募団体が1団体の場合でも、選定委員会の定める選定基準を満たしていないときは選定されず、再度公募を行う場合がある。

《選定事項》

各事項の括弧内の数値は配点を表している。

(1) 住民の平等な利用の確保(15点)

- ①施設の設置目的及び管理方針の理解
- ②住民の施設の平等な利用の確保

(2) 施設の効用の最大限の発揮(49点)

- ①利用者の増加を図るための具体的手法
- ②サービスの向上を図るための具体的手法
- ③事業内容と施設の設置目的の整合性
- ④施設の維持・管理計画の適格性及び安全性
- ⑤市民との協働

(3) 経費の縮減(11点)

- ①管理運営に係る提案価格
- ②収支計画内容の適格性及び実現の可能性

(4) 管理を安定して行う人的、財政的基盤(12点)

- ①安定的な運営が可能となる人的基盤
- ②安定的な運営が可能となる経理的基盤
- ③類似施設の運営実績

(5) その他必要な事項(13点)

- ①緊急時等の対応
- ②情報公開・個人情報保護のための方策

(6) 加点項目(10点)

- ①当施設における良好な管理運営を行った実績
- ②大牟田市内に事業所又は営業所があること

16 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。

17 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、申請を無効とし、又は失格となる場合がある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容を記載した場合
- (4) 虚偽の内容を記載した場合
- (5) 選定結果を通知するまでの間に選定委員、市又は本件関係者に対して適正な選定を阻害するおそれのある接触行為の事実が認められた場合
- (6) 本要項中の「2 指定管理者が行う管理の基準」を満たしていない場合
- (7) 現地説明会に参加していない場合及び参加表明書が提出されていない場合
- (8) その他、応募資格に適しない場合

18 選定委員会

令和8年10月から11月に実施を予定している。

その際に、申請者である法人等の代表者又はその代理人はプレゼンテーションを実施すること。

詳細な時間、場所については後日連絡する。

19 選定結果

結果については、申請者に文書で通知するとともに、大牟田市公式ホームページにおいて公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.omuta.lg.jp/>

20 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- (1) 指定管理者は、令和8年12月大牟田市議会の議決を経て決定（指定）される予定。
- (2) 議決後に市、教育委員会及び指定管理者との間で協定を締結するが、この協定の管理業務に係る指定管理料は令和9年度予算額以内となるので、申請時に提案された管理業務に係る提案価格を下回る場合がある。

21 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する（使用は市役所内及び候補者選定委員会での検討に限る。）。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがある。
- (4) 市及び教育委員会が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的に使用することを禁じ

- る。また、この検討の目的の範囲内であっても、市及び教育委員会の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。
- (5) 指定管理者に指定された場合、指定管理期間中各年度の決算書や財務諸表などの経営状況が把握できる資料を提出すること。
- (6) 質問票を電子メールで送付した者は、送信状況を電話にて確認すること。

2.2 添付資料・様式

- (1) 大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた指定管理者指定申請書【様式第10号】
- (2) 大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた指定管理者事業計画書【様式ア】
- (3) 大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた管理業務の収支予算書【様式イ】
- (4) 共同事業体構成団体届兼委任状【様式ウ】
- (5) 役員名簿及び照会承諾書【様式エ】
- (6) 申立書【様式オ】
- (7) 質問票【様式カ】
- (8) 現地説明会参加申込書【様式キ】
- (9) 参加表明書【様式ク】
- (10) 大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた管理業務仕様書

2.3 指定管理者選定スケジュール（予定）

- (1) 募集要項の配布（大牟田市公式ホームページからダウンロードのみ）
令和8年8月3日（月）～8月14日（金）まで
- (2) 質問受付
令和8年8月17日（月）～8月26日（水）まで
- (3) 現地説明会
令和8年8月18日（火）
- (4) 参加表明書の提出
令和8年8月17日（月）～8月31日（月）まで
- (5) 質問回答
令和8年9月4日（金）までに回答します。
- (6) 申請受付
令和8年9月7日（月）～9月18日（金）まで
- (7) 選定（プレゼンテーション含む）
令和8年10月～11月
- (8) 選定結果の通知
令和8年11月中旬
- (9) 指定議案の議決
令和8年12月議会に提案
- (10) 指定の公告
令和9年1月上旬
- (11) 協定書締結
令和9年1月下旬～2月中旬

2.4 問合せ先

大牟田市市民協働部生涯学習課次世代育成担当（延命庁舎1階）

郵便番号	〒836-0872
住所	大牟田市黄金町1丁目34番地
電話	0944-41-2864（直通）
FAX	0944-41-2210
メールアドレス	e-shogaigakushu03@city.omuta.fukuoka.jp

リフレスおおむた 施設の利用人数（R 4 年度～R 7 年度）

令和 4 年度

（単位 人）

区分別	件 数	合 計 (人)	施 設 利 用 内 訳			利 用 者 内 訳		
			屋内宿泊	キャンプ 宿 泊	日帰り 利 用	大 人	高大生	中学生 以 下
個 人	1,386	5,237	26	23	5,188	3,348	115	1,774
少 年	251	4,789	175	9	4,605	767	46	3,976
学 校	16	499	84	0	415	174	155	170
他 団 体	466	5,383	226	192	4,965	4,471	139	773
主催事業	196	2,285	66	0	2,219	1,686	46	553
計	2,315	18,193	577	224	17,392	10,446	501	7,246

令和 5 年度

（単位 人）

区分別	件 数 (件)	合 計 (人)	施 設 利 用 内 訳			利 用 者 内 訳		
			屋内宿泊	キャンプ 宿 泊	日帰り 利 用	大 人	高大生	中学生 以 下
個 人	1,314	4,881	53	10	4,818	2,987	127	1,767
少 年	249	5,599	328	28	5,243	983	23	4,593
学 校	28	740	208	0	532	203	278	259
他 団 体	455	5,598	672	81	4,845	4,201	456	941
主催事業	143	1,871	83	0	1,788	1,242	84	545
計	2,189	18,689	1,344	119	17,226	9,616	968	8,105

令和 6 年度

（単位 人）

区分別	件 数 (件)	合 計 (人)	施 設 利 用 内 訳			利 用 者 内 訳		
			屋内宿泊	キャンプ 宿 泊	日帰り 利 用	大 人	高大生	中学生 以 下
個 人	1,698	6,515	40	0	6,475	4,009	275	2,231
少 年	261	5,766	250	4	5,512	1,279	31	4,456
学 校	38	967	300	0	667	226	411	330
他 団 体	482	5,872	576	49	5,247	4,682	76	1,114
主催事業	144	1,666	67	0	1,599	1,091	41	534
計	2,623	20,786	1,233	53	19,500	11,287	834	8,665

令和7年度

(単位 人)

区分別	件数 (件)	合計 (人)	施設利用内訳			利用者内訳		
			屋内宿泊	キャンプ 宿泊	日帰り 利用	大人	高大生	中学生 以下
個人	1,613	6,066	43	0	6,023	3,567	568	1,931
少年	298	7,074	508	20	6,546	1,502	71	5,501
学校	23	555	159	0	396	125	227	203
他団体	347	4,384	349	0	4,035	3,589	114	681
主催事業	155	2,060	66	0	1,994	1,236	50	774
計	2,436	20,139	1,125	20	18,994	10,019	1,030	9,090

電気使用量の実績 (R4年度～R7年度)

(単位 kwh)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
昼間の電気量	70,314	75,852	86,904	84,780
夜間の電気量	13,521	17,920	16,754	16,919
電気使用量 計	83,835	93,772	103,658	101,699